

憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

第 1 回 憲法の概念

1. 法学の全体像と憲法学の位置

- ・ 法律学の世界は、基礎法学（法哲学・法理学、法史学・法制史、比較法、外国法、法社会学など）、法解釈学（憲法学、民法学、刑法学、商法学、民事訴訟法学、刑事訴訟法学など）、立法学に大別できる。
- ・ 憲法学は、憲法典（具体的には、日本国憲法）を解釈する学問である。
- ・ すべての実定法は、憲法の定めるところに基づき（41 条、59 条）、憲法の許す範囲内（98 条）、制定される。憲法に違反する国家行為は（立法も）すべて無効である（81 条、98 条）。

2. 憲法の概念

- ・ 憲法の概念を考えると、これを形式的意味の憲法と実質的意味の憲法とに分けて考えるのが一般的である。
- ・ 実質的意味の憲法のうち、特に自由主義に基づき人権保障のために権力を抑制することを定めた基本法を立憲的意味の憲法という。これに対して、単に国家統治の組織・作用の基本法を意味するとき、これを固有の意味の憲法という。

3. 憲法の分類

- ・ 憲法は、形式の点から見て、成典憲法（成文の法典という形式を採る）と不成典憲法とに、性質の点から見て、硬性憲法と軟性憲法とに、制定主体の点から見て、欽定憲法、民定憲法と協約憲法とに、現実の政治過程において有する機能の点から見て、規範的憲法、名目的憲法と意味論的憲法とに分類することができる。

4. 憲法の法源

- ・ わが国の憲法の法源として、憲法典のほかに、一部の法律、憲法慣習、憲法判例などが考えられる。

Quiz

Q1 憲法に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。

- ア。「固有の意味の憲法」とは、国家の統治の在り方を定めた基本法としての近代前の憲法を指す。これに対して、「立憲の意味の憲法」とは、国家権力を制限して国民の権利を保障するという思想に基づく近代以降の憲法のことをいう。
- イ。「形式的意味の憲法」とは、憲法という名称を与えられた成文の法典（憲法典）を指す。これに対して、「実質的意味の憲法」とは、その存在形式のいかんを問わず、内容的に憲法と観念されるもののことをいう。
- ウ。「硬性憲法」とは、日本国憲法のように、憲法改正が困難な憲法を指す。これに対して、「軟性憲法」とは、ドイツ連邦共和国基本法のように、憲法改正が容易でこれまで繰り返し改正が成立してきた憲法のことをいう。